

議案第 4 5 号

日出町手数料条例の一部改正について

日出町手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 9 月 1 3 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町手数料条例の一部を改正する条例

日出町手数料条例（昭和 5 1 年日出町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（事務の手数料の特例）

- 5 令和 6 年 1 2 月 1 日から令和 7 年 1 1 月 3 0 日までの間に限り、その利益を受ける者が多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書等を交付する機能その他の機能を有するものをいう。）に必要事項を入力することにより行う別表第 1 に掲げる事務について、同表中の手数料の金額を 1 0 0 円とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

理 由

マイナンバーカードの普及促進及び利活用の推進を図りたいので提出する。